

## 目次

### 1. 縁の下の力持ち

学生相談室長（一般科目）堤 康嘉 ・ ・ ・ ・ ・ 2

### 2. 研修報告

#### ① オンライン研修に参加して

学生相談室員（一般科目）野本敏生 ・ ・ ・ ・ ・ 3

#### ② 第17回全国国立高等専門学校 学生支援担当教職員研修ワークショップに参加して ～学内における支援体制を考える～

学生相談室員（商船学科）森脇千春 ・ ・ ・ ・ ・ 4

#### ③ 学生のまなびと成長のとなりで

～学生支援の「つながり」をテーマとした研修の報告～

学生相談室員（一般科目）島田雄一郎 ・ ・ ・ ・ ・ 6

#### ④ 令和2年度児童生徒の自殺に関する予防普及啓発協議会に参加して

看護師 稗田典子 ・ ・ ・ ・ ・ 8

## 縁の下の力持ち

学生相談室長（一般科目） 堤 康嘉

6年間の学生相談室での仕事もこの学生相談室便りの原稿作成で一つの区切りがつくことができます。長いようで短い6年間でしたが、色々な意味で密度の濃い期間でありました。6年間を振り返って思い出などの一つくらい書きたいのですが、どれも私にとってはかけがえのない思い出であり、どれか一つとは選べない思いがあります。

学生相談室の日常的な業務として、すべてのクラスの学生の見守りを全力で取り組み、なんとか、学校の縁の下の力持ちになろうとしていたのですが、空回りして多くの先生方にご迷惑をお掛けしたと思います。この場をかりて深くお詫びを申し上げます。ただ、ここ数年における、学生相談室の情報収集の速さや見守りなどの体制がしっかりしてきたという思いも強くあります。その体制の中心にいたのは常に保健室の2人の看護師でした。学生相談室には毎日のように様々な事象が飛び込んできて悩まされる日々の連続でしたが、看護師に相談すれば、よくわからない事象がスッキリし考えがまとまっていくことを実感したのをよく覚えています。私自身は、学校に深く貢献できなかったですが、保健室の看護師は学生相談室を献身的に支え、学校や学生相談室の縁の下の力持ちというのがこの原稿を書きながら改めて思う気持ちです。そして、相談室員の先生達も日々の忙しい中、学生相談室業務もこなして頂き色々と助けられました。相談室のスタッフ以外でも、教務主事室・学生主事室・寮務主事室や、学級担任を中心とする関係教職員や専門のカウンセラーなどに支えられて、学生相談室長として6年間なんとか取り組んでこられました。本当に色々な人達に助けられました。様々な事象で関わった全ての人達に深く感謝をしたいと思います。

来年度は新室長のもとで、新しい取り組みなどもあるので楽しみです。そして私自身も“誰もが居場所のある学校”というのを心に秘めながら今後も学生指導をしていきたいと思っています。

## オンライン研修に参加して

学生相談室員（一般科目）野本敏生

大会名： 一般社団法人 日本LD学会第4回研究集会（富山）

日時： 令和3年 1月24日（日） （当日～2月24日まで配信）

今年度は、コロナ禍のため、講演・ディスカッション、ポスターセッションもオンライン配信となった。

メリットは、自分の都合の良い時間に視聴することができることと、聞き逃しても何度も聞きなおすことができることである。とはいえ、実際にやってみると、やはり「聞き流す」ことのほうが多かったように思う。

対面での講演を聞いていると眠気が出てくることも少なからずあるが、講師の顔や表情を実際に間近で見ながら、何を言わんとしているかに聞き耳を立てて受講するほうが、はるかに生産的で、自分のためになることを痛感した。

今回の講演内容や討論の要旨に目新しいことはほとんどなく、唯一役に立ったといえるのは、本校の学生たちが経験しているオンデマンド授業を体験できた点であろう。学生たちの苦労がしのばれ、この一年間がんばった彼らに心から賞賛の拍手を贈りたい。

第 17 回 全国国立高等専門学校 学生支援担当教職員研修  
ワークショップに参加して  
～学内における支援体制を考える～

学生相談員（商船学科） 森脇千春

第 17 回 全国国立高等専門学校 学生支援担当教職員研修

日時 令和 2 年 12 月 1 日

会場 オンライン（TEAMS）開催

研修 C 学生支援担当者部門

国立高等専門学校は、現在全国に 51 校 55 キャンパス設置されている。これら全国各地の高専から学生支援関係者が集まり、15、16 歳から 20 歳という多感な年ごろの学生たちが過ごす特殊な教育機関における学生支援について、支援の方法や各校から出し合った事例研究、意見交換などを行うため、毎年開催されているのが学生支援担当教職員研修である。

今年度は、新型コロナウイルスの影響で例年行われる講演、講義からワークショップまでがオンラインで行われ、先に研修 A（事前研修）としてオンデマンド動画の視聴を行ったうえで、当日は研修 C の学生支援担当者部門においてワークショップを行うという異例の開催となった。

グループワークは各グループ約 10 数名で行われ（参加したグループは 12 名）、資料をもとにケーススタディ形式で行われた。参加メンバーの職種は様々で、私のような教員（相談室員）、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、看護師、学生主事などが参集し、TEAMS で意見を出し合う形となった。学外のしかも多職種の方々と意見交換ができる場はなかなかないのでこれだけでも有意義な時間であったが、ケーススタディの内容も濃いものであった。

例 1) 「いじめだ」とする保護者の訴えと学校の考えにズレがあるケース

例 2) 保護者からの虐待について児童相談所等と連携したケース

これらの事例が発生した場合、自分の立場ではどのように対応するか、それぞれ考え、グループ内で意見交換を行った。参加されている中で専門的な資格を持つ方はかなり踏み込んだ対応をされるとあったが、大まかには相談を真摯に受け止め、次にどのような動きをするかという問題に焦点が当たった。組織的対応、連携対応に向けたファーストアクション、つまり自分の立場からどの部署に報告、情報共有をするべきか、またその方法について考える。

まず、結論としてこれが正解というものはない。

回答例として、

- ・担任　：　学生主事、学生相談室長、学科長
- ・学生主事　：　3主事、校長
- ・学生相談室長　：　3主事、校長
- ・保健室担当　：　学生主事、学生相談室長
- ・スクールカウンセラー　：　学生相談室長
- ・スクールソーシャルワーカー　：　学生相談室長

などがあげられるが、各校それぞれ事情や体制が異なるため、こうすべきと明文化はできない。

いずれにせよ、一人で抱え込まない姿勢が大事である。学校という場は得てして極秘情報の塊であり、常に守秘義務が歩いているようなものであるが、相談を受けた自分たちもまた、一人の人間であり、スーパーな英雄でないことを理解し、一人で背負い込まないことが大事である。現在、本校では二人の看護師が学生支援の中核を担い、コーディネート業務や人的ネットワークの「ハブ」機能を担うことが多くなっているが、一般的に、業務負担の観点からその役割は相談室長や学生主事に移行すべきというアドバイスもあった。

また、各部署に伝える際は自分の主観を排除し、相談内容や自分の把握している情報についてポイントを押さえて伝えることが重要である。もし、専門的な知見や分析があったとしても、それは会議などといった場で共有という形で情報を挙げ、学内で広く共有されるよう意識する。

本ワークショップでは、オンラインでの意見交換であったが、各校における様々な立場の方の支援体制に対する意見を聞くことができた。ケーススタディの例も身近な内容でありどこの高専でも起こり得る。表題にされることで改めて自校に置き換えて考え、「つながり」「自分の役割」「責任の所在」「課題」について再検討し、自分の意見をまとめる良い機会であった。

## 学生のまなびと成長のとなりで ～学生支援の「つながり」をテーマとした研修の報告～

学生相談室員（一般科目）島田雄一郎

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行があり、研修の形式も従来とは異なりインターネットを利用する形で行われた。概要は以下の通りである。

名称：第17回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修

主催：独立行政法人国立高等専門学校機構

形式：インターネットを利用したオンデマンド及びオンラインによる研修会

日時：事前研修A（研修B・C参加前に動画を視聴）、研修B・C（12月1日）

研修参加者は、12月1日のインターネットを利用してのオンライン研修に参加する前に、事前研修として動画を視聴する形で学生支援のあり方について学習した。12月1日の研修は、2つに分かれており、保健室担当部門の者が参加する研修Bと参加者（学生支援担当者）全員が参加する研修Cである。筆者は事前研修Aと研修Cに参加した。今年度の研修のテーマは、学生相談の現場での初期対応と学生支援に関する学校内外の「連携」（つながり）についてである。つまり、いかに学生の支えとなるか、そして我々がいかにつながり、いかに支えの輪を広げるかである。

学生は、思春期を生きる一人の人間として、様々な感情や思いを抱えて毎日をおくっている。学生の相談を受けた際、あるいは普段と様子が違い気になる学生がいた場合、我々をはじめにどのような声かけができるだろうか。我々の都合を学生に押し付けては学生も話す動機を見失い、心が閉じてしまうだろう。また、学生に対して我々が強い主張をぶつけても逆効果になってしまう恐れがある。我々の側の「自我」が前面に出てしまえば、問題の本質が見えてこない。まずは、学生に安心して話してもらうことが肝要であり、我々はその話に耳を傾けることが大切である。

次に、学生から受け取った話を我々は必要に応じて共有していかなくてはならない。学生が抱える問題の中には、学生の人生の重大事に関わることもある。そうした場合、学生本人と保護者の方と継続的に話し合いながら、教員の立場としては、学内の関係者に限らず、スクールソーシャルワーカー（SSW）、カウンセラー（CS）、看護師、医療者など専門的な知識と技術を有する人々へと話の共有と支援の輪を広げていく必要があるだろう。共有する話の内容を整理することも重要である。手当たり次第に、未整理の内容を、誰彼構わず共有すればよいものではない。学生の話の内容に、伝達者の主観が入っても内容の核心が見えにくくなってしまう。話の内容をなるべく主観を排して客観的に伝えること、そして必要に応じて誰にどこまで伝えるべきなのか、このことを常に考えなくてはならない。

一人の教員として多感な時期をおくる思春期の学生たちの心の変化を読み取れる者でありたい。15歳から20歳は言うまでもなく人間の成長にとりきわめて大切な時期である。学生たちは、多くの経験をし、多くのことを感じ、多くのことを学ぶ。高専生は、さらに加えて、高度な専門技術の修得も求められる。技術者としてエリートであることの期待と眼差しを向けられる。無意識のうちにプレッシャーを感じることもあるかもしれない。思春期をおくる中で、表現しがたい悩みや苦しみを抱え、心が傷つくこともあるかもしれない。

《善きサマリア人》というゴッホの絵画作品がある。強盗に遭い傷ついた人を、全身で支え介抱するサマリア人が力強いタッチで描かれている。作品には他にも人物が描かれておりそれがまた印象的だ。本に目を落とし、傷ついた人に気づかず通り過ぎて行くレビ(祭司)である。人と人がつながることの原点を考えさせられる。学生たちの人生に対して、教員に何かができると考えるのは思い上がりであろう。しかし、学生のとりにいることだけは心がけたい。

——いざともに穂麦喰はん草枕  
(芭蕉『野ざらし紀行』)

## 令和 2 年度児童生徒の自殺に関する予防普及啓発協議会に参加して

看護師 稗田典子

1. 主催者：文部科学省初等中等教育局児童生徒課
2. 開催日時：令和 2 年 12 月 7 日（月）10：00～16：30
3. 参加ブロック：中国ブロック（会場：広島県情報プラザ）
4. 研修内容及び所感

### 1) 行政説明

講師：文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長 鈴木 慰人 先生

#### (1) 基礎データ

- ・日本における自殺者総数は、平成 18 年に自殺対策基本法が成立・施行され、それ以降はほぼ一貫して減少傾向にあった。しかし、令和 2 年度の暫定データによると今年度は増加傾向にある。
- ・年齢階級別死因としては、10 代後半から 30 代後半までの死因の第 1 位を自殺が占めている。
- ・自殺率の国際比較としては、先進国（G7）のなかで、死因の第 1 位が自殺となっているのは日本のみであり、その死亡率も高い。（2015 年データ）
- ・平成 18 年以降令和元年までは、前述したように、全体の自殺者数が減少する中で、児童生徒の自殺は減少していない。（平成 20 年 308 人→令和元年 399 人）
- ・令和 2 年度の月別自殺者数によると、8 月の児童生徒の自殺者数は前年同月と比較して約 2 倍に増加している。
- ・自殺した児童生徒が置かれていた状況について、「不明」が最も多い（約半数は不明）。次いで多いのが「家庭不和」「進路問題」「父母などの叱責」「精神障害」の順となっている。先の予定が立ててあったり、直前までいつもと変わらない様子だったり、自殺の兆候がないケースが多い。
- ・社会に対する不安から、進級不安や就職不安などに影響が及んでいることも考えられる。また報道の影響もあり、芸能人の自殺の報道の後に自殺者数が増加している。特に近年はネットニュースであおられている傾向も否めない。
- ・これらのことより、学校としては無力感を感じざるを得ない状況が発生しているが、その中でも何かできることがないかと政府としても検討を始めている。

#### (2) 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱

- ・自殺対策基本法(平成 28 年 4 月より施行された改正法)では、互いの個の尊重、共生社会、心理的負担が生じたときの対処法、こころの健康の保持に係る教育啓発について、学校は行うよう努めることなどが新たに追加された。
- ・自殺総合大綱(平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな大綱)では、文部省関連事項



に「SOS の出し方に関する教育」「医療などに関する専門家などを要請する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育」を推進することが新たに追加された。→さらなる専門的な自殺予防教育の推進が必要とされた。

- ・自殺の予防教育とは、「死を選ばせない教育」であり、乗り越えられそうにない困難な状況に直面したときに「死」しか選択肢がないような状況にならないよう、「相談できる」「大人を信頼できる」体制づくりが必要である。

### (3) 文部科学省が作成した資料

- ・文部科学省が作成配布した教育機関への手引き及びこころの健康に関する啓発教材についての紹介があった。高校生用の啓発教材は「健康な生活を送るために」と題された冊子があり、インターネットからも見ることが可能である。

### (4) 自殺予防教育

- ・自殺予防教育を進めるにあたっては「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）」を活用することが考えられている。また、自殺予防教育を実施する際は、事前に関係者間で合意を形成しておくなど適切な前提条件を整えたうえで行うとされている。つまり、教職員の独りよがりではなく、多くの人との連携や協力のもと実施するものとして、教育計画などにのっとって実施すべきであり「チーム学校」で対応することが大切である。

- ・現状では「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取り組みが行われているとはいいがたい状況（自殺願望を SNS に投稿し、誘い出されて殺害される事件の発生などの背景）から、①予防教育②SOS の出し方の 2 つについて、保健師や社会福祉士などの活用も有効とされている。

### (5) 自殺の背景調査

- ・子供の自殺が起きた時の背景調査の指針について説明。(省略)

### (6) 長期休業明けの自殺予防について

- ・18 歳以下の日別自殺者数では、月曜日と金曜日、月初めや月末、年度初めや年度末に多くなる傾向があり、中でも夏休み明けに多くなる傾向が強い。

- ・学校では、SOS の出し方に関する教育を実施するなどにより、「24 時間子供 SOS ダイアル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前などに積極的に行う。

- ・保護者に対しては、家庭での見守りをしていただくよう促し、変化に気づいた場合には積極的に学校に相談するよう相談窓口を周知しておく。

- ・こころのケアや環境の改善に向けた、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーによる支援(保護者・学校教職員への支援、他機関との連携)の促進をすすめる。

### (7) 24 時間子供 SOS ダイアルについて

- ・24 時間子供 SOS ダイアルについての説明。(省略)

### (8) SNS 相談

- ・SNS 相談やその対応事例について説明。(省略)

## 2) 講義「教師が知っておきたい自殺予防」

講師 社会福祉法人飛鳥学院スーパーバイザー 阪中 順子 先生

### (1) 深刻な自殺の実態・サイン (気づく)

- ・子どもの自殺の特徴は「影響されやすさ」「純粹さ、敏感さ、傷つきやすさ」「大人から見ると些細に思える動機」「高い衝動性」「大人と異なる死生観」などがある。子どもの死生観としては、死のイメージが希薄であることや、死への恐怖心が低いこと、家族に愛されていないと感じる傾向が強いこと、死の不可逆性の理解があいまいになる時期があることが特徴である。

- ・思春期のこころの健康は、その後の人生の基礎となる重要な問題である。また、思春期のこころの問題は、人生のピンチとなることもある。その特徴は、身体・こころの急激な変化、親や先生からの心理的自立（秘密を持ちやすい、批判↑相談↓）、意識が自分に向かう（自分の外見や行動を意識、嫌われていないか？劣っていないか？、理想の自己と現実の自己とのギャップ）などで、イライラしたり不安になったりする。思春期の悩みはつきもので悩むことは成長のきっかけでもある。

- ・生き心地の良い学校づくりについて、生き心地の良い町（徳島県旧海部町＝自殺率最低の町）を参考にすると、①緊密過ぎない、ゆるやかにつながる（多様性と凝集性のバランス）②いろんな人がいたほうがよい（→多様性の重視）③人の評価は多角的に、長い目で（→学力だけではない物差しで）④どうせ自分なんてと考えない（→自己信頼感・効力感の高さ）⑤病、市に出せ（→弱さや問題を出しやすい環境、援助希求能力の高さ）があげられる。

- ・子どもの自殺の要因は、学校要因、家庭要因、個人要因が絡んでいることの説明があり、準備状態に直接のきっかけがあり行動化へつながる。

### (2) 危機対応(寄り添い受け止める)

- ・自殺の危険因子として①自殺未遂・自殺関連行動（自傷行為）②未治療のこころの病（うつ病、摂食障害、統合失調症、薬物乱用）③安心感の持てない家庭環境（虐待、DV、過干渉過保護）④独特の性格傾向（衝動的、極端な完ぺき主義、二者択一的、反社会的性格）⑤喪失体験（死別、離別、学業不振、病気、失敗）⑥孤立（友達とのトラブル、いじめ）⑦安全や健康を守れない傾向（不適切な性行動、自己破壊的行動）などがある。これらの自殺のリスクを知り、リスクアセスメントを行う。

- ・危機にある子供とのかかわり方＝TALKの原則。T: Tell 心配していることを言葉に出して伝える。A: Ask 「死にたい」という気持ちや背景について率直に尋ねる。L: Listen 絶望的な気持ちを傾聴する（話をそらしたり、助言や励まし叱責はしない）。K: Keep safe 安全を確保する。

- ・子供の言葉の向こうにあるものへの理解に努める。「一人が良い」＝友達や信頼で

きる人を求める気持ちが潜んでいる、「親は嫌い」＝親を求める気持ちが潜んでいる  
「何もしたくない」＝何かしたいという気持ちが潜んでいる、「自分つまらない人間だ」＝自分はこれでよいと思いたい気持ちが潜んでいるという可能性を考えて、先入観や過小評価をせずにかかわる。

### (3) 学内外のネットワーク(信頼できる専門家につなげる)

- ・できること、できないことを見極める。自殺予防は、本人と一番関係が持ちやすい人がケアするのが原則だが、専門家といえども、一人で抱えることはできない。

- ・いじめ・自殺に組織的対応(チーム学校)を求めている背景として教職員の「抱え込み」が問題となっている。①熱心であればあるほど…②責任感があるほど…③思い込みがあればあるほど…④遠慮があればあるほど…⑤忙しければ忙しいほど…。「組織」を作ることが法で決まっているのは、「抱え込み」を防ぐためである。(全国的にまだまだ多くの事案で教職員の「抱え込み」が見られるとのこと)

- ・子どもの自殺の危険因子・直前のサインに気づくために、生活のアンケート、教育相談、事例検討会の定例化、日々の丁寧なかかわり、保護者との連携、教員と各主事・相談室・保健室などで連携し、チームで関わる。丸投げも丸抱えもしない。そのためには問題に気付いた人が、問題を全体に投げかけられるような雰囲気作りが大切である。

### (4) 事後対応(省略)

### (5) 自殺予防教育

- ・自殺予防教育＝核となる授業実施への不安として、「寝た子を起こす」ことになるのでは?や、子どもに「自殺」という選択肢を与えるということになるのでは?という不安がよぎる。ただし、これは教職員側である大人の不安であり、ハイリスクな子どもほど「寝た子」ではない。

- ・子どもから死を遠ざけるのではなく、死について豊かなイメージを育てることによって、現実の死を防ぐことができる。

- ・実際に中高生に実施したアンケートでは、希死念慮を抱いたことがある割合が3割弱、自傷行為の経験がある割合が1割弱である。また、友人に「死にたい」と打ち明けられたことがある割合は2割強である。また、友人から「死にたい」と打ち明けられたときの支え方について、「わからない」と回答した割合が2割弱である。(そのほかは、まず聴くという傾聴姿勢が4割強、傾聴ではない姿勢が3割強である。)

- ・子どもたちへは友達のピンチに「①きづいて②より添い③うけ止めて④しんらいでできる大人へ⑤つたえる」ことについての指導教育が必要である。(それらの頭文字をとって「きょうしつ」と指導すると覚えやすい。そして、その方法について具体的にロールプレイングやグループワークを行う。「聴く姿勢」と「抱え込まないこと」を教育することがポイントである。

- ・自殺予防教育を実施するうえでの前提条件としては、①学校内外の合意形成②適切

な教育内容③ハイリスクな子どもへのフォローアップがあげられる。また、命について考える自殺予防教育は、未来を生き抜く力をはぐくむ教育でもある。

この度、研修へ参加させていただき多くの学びを得る機会をいただけたことに感謝いたします。また、今後の学生相談室や保健室での業務に役立て、学生支援へさらに努めてまいりたいと思います。